

国の新たな施策に伴う地方負担に関する指定都市市長会要請

「子ども手当」、「女性特有のがん検診推進事業」、「高等学校授業料無償化」などの国の新たな施策について、地方との十分な事前調整がないまま制度が設計・改正された結果、国から一方的に負担を求められる、あるいは、歳入の減少を余儀なくされる自治体が生じている事案が続いている。

また、「子ども手当」の事務費についても、負担の増加に見合う十分な措置とはなっていない。

こうした一連の地方負担について、国は、「これまでも地方負担があること」、「地方財政措置があること」などを根拠として求めているが、そもそも全国一律に実施され、地方の裁量の余地がない事業については、国が責任を持って財源を措置すべきである。

これまでも、国は、新たな施策や制度改正に当たって、地方財政措置をもって地方負担に配慮するとしてきたが、その都度、別枠の確保などにより地方交付税の総額が増額されているわけではない。

このように、地方は、国から一方的に、国の新たな施策に伴って生じる事務や費用を負担させられており、このままでは、地方は事務を返上するという選択肢も視野に入れなければならない状況である。

については、指定都市市長会として、国に対して以下のとおり強く要請する。

1 全国一律に実施される新たな施策については、地方に負担が生じないようにすること

全国一律に実施され、地方に裁量の余地がない施策については、事務費用も含めて全額を国の負担とし、必要額総額を国の責任において予算措置してから実施すべきである。

2 地方負担を伴う新たな制度の創設や制度改正を行う場合は、必ず指定都市との協議の機会を十分に設け、その意見を反映すること

指定都市は、全国の約2割の人口が集中する基礎自治体である。国の施策目的を達成するためには、指定都市の理解と協力が不可欠であるとの認識を持ち、指定都市との協議を十分に行うべきである。

平成22年8月25日
指定都市市長会